

## 総会（第10回）議事録

1 開催日時 令和8年1月27日（火）15時00分～15時55分（議案審議）

2 開催場所 市役所第8会議室

3 出席委員（32名）

○農業委員（15名）

会長 15番 川本 康代

1番 浅井 和巳 2番 城山 正巳 4番 山口 明美 5番 田川 康浩  
6番 渡邊 重徳 7番 一瀬 晃 8番 福田 文夫 10番 朝長 洋市  
11番 田添 利弘 12番 開田 陽子 13番 渡邊 和秋 17番 岩崎 義秀  
18番 児玉 賢治 19番 梶原 茂

○農地利用最適化推進委員（17名）

1番 岩崎 照美 2番 松尾 慎二 3番 小野 重幸 5番 笠寺 幸雄  
6番 富浦 春男 8番 藤本 雅彦 9番 山浦 弘之 10番 山上 傳  
11番 井本 忠之 12番 井川 春彦 13番 久保 和幸 14番 瀬戸口裕子  
15番 森 良広 16番 野田 善則 17番 山本 治義 18番 小川 良一  
19番 山口 周次

4 欠席委員（6名）

○農業委員（4名）

3番 原口かよ子 9番 川副 博司 14番 富岡 勝真 16番 山田 武人

○農地利用最適化推進委員（2名）

4番 小川 國治 7番 林 敏弘

5 議 題 別紙、総会議案目録のとおり

6 事務局 局長 長石 弘顕

課長補佐 前田 哲弘、係長 一瀬 芙美香、主任 坂上 正信、  
職員 梶原 良太、高柳 佳祐

1 開会

○事務局

ただいまから「令和7年度第10回農業委員会定例総会」を開会いたします。

それでは、総会の開会にあたり、川本康代農業委員会会長がご挨拶申し上げます。

2 会長挨拶

○会長

<会長挨拶>

3 総会成立の報告

○議長

それでは、総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。

#### ○事務局

出席委員は、定足数に達しております。

本日の欠席委員は、3番原口かよ子農業委員、9番川副博司農業委員、14番富岡勝真農業委員、16番山田武人農業委員及び4番小川國治推進委員から欠席の届けがあります。

7番林敏弘推進委員から遅刻の届出があります。

#### 4 議事録署名人指名

##### ○議長

次に、本日の議事録署名人を、4番山口明美農業委員、13番渡邊和秋農業委員にお願いします。

#### 5 議事

##### ○議長

それでは、お手元の議案書を基に議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。議案書をお開きください。

1ページ。報告第1号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

1番鈴田、中里町の農地、地目田、合計面積1,262㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。本件は、8ページの促進計画5番と関連があります。

2番竹松、鬼橋町の農地、地目田、面積1,496㎡です。契約者は、記載のとおりです。

3番福重、皆同町の農地、地目田、合計面積3,117㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、10ページの促進計画17番と関連があります。

4番福重、皆同町の農地、地目田、面積1,634㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、10ページの促進計画18番と関連があります。

5番福重、皆同町の農地、地目田、合計面積2,615㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、11ページの促進計画20番と関連があります。

6番福重、皆同町の農地、地目田、面積902㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、11ページの促進計画21番と関連があります。

2ページ。7番福重、福重町の農地、地目田、合計面積2,208㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、9ページの促進計画13番と関連があります。

以上です。

#### ○議長

それでは、報告第1号について、ご意見等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第1号を終わります。

次に、3ページ。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番鈴田、中里町の農地、地目田、面積2,120㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、以前から譲受人が耕作していた農地を、売買によって取得するものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農用地内の農地です。

○議長

それでは、1番について、鈴田地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○鈴田地区委員

ここは、今、事務局が言われましたとおり、この譲受人が、もう数年前から耕作をされております。

譲渡人の親さんは農家をされておられて、稲を作っておられたんですけども、亡くなられて、娘さん達の代になって、もう農業をされておられません。そういうことで、双方合意の上で、譲りたい・買いたいということで、特に問題は無いかと思われま。

皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長

1番鈴田について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番鈴田について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番鈴田は許可することとします。

次の2番鈴田の中で、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定による議事参与の制限に該当する委員がおられます。該当する委員の退室をお願いします。

<該当委員 退室>

○議長

それでは、2番鈴田を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番鈴田、平町の農地、地目田、面積109㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。本件は、以前から譲受人が管理していた農地を、贈与によって取得するものです。場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。

○議長

それでは、2番について、鈴田地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○鈴田地区委員

ここは、譲受人のいちごハウスの一角でございまして。基盤整備を昔されたときに、ちょっとごちゃごちゃがあって、登記簿はこうなった。本来は、元々譲受人の土地だったと、本人達は分かっておられたので。元に戻したいということで、双方合意の上で、譲り渡しということになっているそうでございます。

特に問題ないと思います。皆様、ご審議よろしくをお願いします。

○議長

2番鈴田について、何かご意見、ご質問はありませんか。

○委員

写真を見たら、農地じゃなくて、防火水槽になってるんですかね。

○事務局

現地は、灌漑用の水槽となっております。

○議長

他に何か、皆様からご意見、ご質問はありませんか。

それでは、お諮りします。

2番鈴田について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番鈴田は許可することとします。

ここで、該当する委員の入室を許可します。

<該当委員 入室>

○議長

次に、4ページ。第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番福重、沖田町の農地、地目畑、合計面積137㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、隣接する自宅の庭の一部とする計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.75m、擁壁を設けるとしてあります。盛土規制法による許可申請が提出済である事を確認済です。雨水排水は5条5番で新設される南側の水路へ放流。汚水、生活雑排水は、庭敷きのため発生しません。隣接する農地は、南側及び西側にありますが、全て5条5番で宅地に転用される予定です。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、1番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

今説明がありました件につきましては、24日に地区委員で現地を確認しております。

説明があったように、ここは4条の申請で、庭としての活用ということですので、雨水については排水路に合流と。生活雑排水については発生しないということですので、特別問題は発生しないと、確認して参りました。

○議長

1番福重について、ご質問等はありませんか。

○委員

庭というのは、4条ですから、地目としては、宅地、雑種地になるんですか。

○事務局

宅地という地目になる予定でございます。

○議長

他に何か、皆様からご意見、ご質問はありませんか。

それでは、お諮りします。

1番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番福重は、許可相当とします。

次に、5ページ。第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」の審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番西大村、協和町の農地、地目畑、面積973㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が賃貸アパート1棟を建設する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.5m、擁壁を設けるとしてあります。盛土規制法による許可申請は不要であることを確認済みです。雨水排水は、溜枥を設置。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地は、南東側にあります。

資金については、預金残高証明書及び融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、1番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

先日25日に、地区の委員で、現地の確認をしてきました。

ちょっと低くなった場所になっておりますから、この件で最終的にアパート建てられた時に、先程ありましたように、排水対策をしていただいで、隣の農地に問題ないようにしていただければ大丈夫じゃないかということで、現地の確認をしてきましたので、皆さんのご審議をお願いします。

○議長

1番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

排水対策は、しっかりしてあるんですかね。

○西大村地区委員

大丈夫です。

○事務局

排水対策は、敷地内に溜柵を設け、隣接市道の側溝に放流ということになっております。

○議長

他に何か、皆様からご意見、ご質問はありませんか。

それでは、お諮りします。

1番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番西大村は、許可相当とします。

続いて、2番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番竹松、黒丸町の農地、地目田、面積839㎡。併用地として購入予定の宅地を含む全体面積は864.95㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地4区画を造成する計画です。本計画の土地造成は、昨年8月の転用申請の開発地と一体として開発を行うため、開発許可申請の変更協議が行われています。盛土規制法による宅地造成等工事規制区域内の0.5mを超える盛土となりますが、みなし許可となるため盛土許可申請は不要となります。なお、8月の申請地と今回の申請地が接していないため、今回の農地転用は計画変更ではなく新規の転用申請となっています。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高1.2m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、東側及び西側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地は、南側にあります。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、2番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

今、事務局の方から説明がございました。25日に、現地の確認をいたしております。

農地転用に係る部分については、特に問題はないかなということで、現地を確認したところでございますが。

山側の市道の方に、2区画分の排水を流すということで。計画では、新たに市道内に暗渠を設置いたしまして、南側の方にずっと行き、交差点の所を越えて、市道側溝に流すという

ふうな計画になっておりますが。実は、この市道側溝の所なんですけども、しょっちゅうこの水が溢れるということで、土木の方にもご相談をしているんです。

わざわざここまで、お金をかけて、市道の中に暗渠を埋設する必要はあるのかなと。北側のアパートとの間に、昔の水路が残っております。これは、市道の下の農地・田んぼにやるための水路だったんだと思うんですが、その先はもう現在、田んぼは無くなっております。それで、ここの北側の水路を、そのまま生かして、市道の側溝に流せないのかなと。

ただ、この件につきましては、この農業委員会の所管する事項ではないので。先ほど事務局の方からも、開発行為の協議事項になっているということでございますので、そちらの方に、十分検討していただけるように、事務局の方からお声掛けしてもらえればなというふうに思っております。

転用に関しては、問題がないというふうに判断をしております。

#### ○事務局

今、ご指摘があった部分についても、水利組合さんが、以前、8月の転用の開発申請の折に、ご心配されていた内容でございます。転用申請に関しては、組合長様からご同意書は出していたものの、計画変更という事で、改めて開発許可協議というのが今後進みます。道路側溝含めて、あと、前回の許可地の中の素掘りの下水道の雨水路の部分の改良工事について、県の方からも指摘があって、今、現地着工できてない状況ですので、この点も併せて、農業委員会としては、意見をお伝えしていきたいと思っております。

ご指摘ありがとうございました。

#### ○議長

2番竹松について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

#### ○議長

それでは、お諮りします。

2番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

#### ○議長

異議なしということで、2番竹松は、許可相当とします。

続いて、3番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

3番竹松、鬼橋町の農地、地目畑、面積2,97㎡。併用地として購入済の農地を含む全体面積は201.65㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、贈与です。

本件は、譲受人が市道の拡幅用地として自宅が買収されるため、自己住宅木造2階建てを

移転建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

本件は、違反転用の追認案件となります。

顛末書によると、令和6年12月に農地転用の許可を受け、申請人が自己住宅を建築中ですが、建築業者が境界を誤り隣地の農地に越境してコンクリート擁壁を築いたものです。令和7年12月に行政書士が所有権移転の登記のために現地確認を行った際、申請地へ越境していた事が判明したため、違反状態を是正するため農地転用許可の申請を行ったとしています。

顛末書が提出され、12月23日に県に違反転用の報告を行い、12月26日付けで長崎県農地転用事務指針第4条の1(3)「簡易手続き相当の違反案件の基準」のうち「②転用目的が個人住宅を建築したものの、土地の境界線の誤認により、建物の一部が許可を受けていない農地に及んだもの」に該当するとの判断がありましたので、今回追認の転用申請がなされたものです。なお、今回の転用地の譲渡人は併用地の農地の譲渡人と同一人物であり、越境地について無償で贈与いただくことになったとのことです。

追認する内容は、現状のまま自己住宅用地として使用する計画です。

被害防除計画では、切土なし、盛土なし、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、西側の公衆用道路の側溝に放流。汚水生活雑排水は、公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、東側及び南側にあります。

資金については、現状のまま利用されるため必要ありません。

○議長

それでは、3番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

24日に、現地を見に行きました。

今、事務局からのご説明どおりですけども。上の宅地の境界を伝えていくと、普通は間違えうんじゃないかなというふうな、ブロック塀のちょうど角の地点に、この擁壁を持ってきているために、若干食い込んだというふうに見えました。

最初から杭か何か打って、ここが境界だよとしておけば、何ら問題はなかったんだろうと思うんですけども。たまたま、上の宅地と境界の所がちょうど角で、ぶつかるようになってます。まあ、仕方ないのかなと思って見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長

3番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番竹松は、許可相当とします。

続いて、4番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番福重、沖田町の農地、地目田、合計面積2,907.79㎡。併用地として払下げ予定の里道を含む全体面積は2,958.12㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地11区画を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.4m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水及び汚水生活雑排水の合併浄化槽処理水は、西側の大村市上下水道局管理の水路へ放流。隣接する農地は、北側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、4番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

今、説明がありましたとおりでございます。

周りの状況については、東と南は宅地でございます。北と西側に農地があるわけですが、北側の農地については、譲渡人の土地でございますので、問題はないかなと思っております。西側の水田については、耕作放棄地でございます。先々は、5条の転用が出るというのは確実じゃないかな、というような所でございます。

排水等についても、雨水については水路放流、生活雑排水については合併浄化槽を通して水路に放流というようなことで、特別問題が発生しないと確認をして参りました。

○議長

4番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

今、ちょっと委員からご質問がありましたけど、「そこ、下水道通ってないのか」と。本当に、ずっと宅地化が進んでくる土地なんですけど。十数メートルか、ちょうど下水の切れ間で、繋げる工事がいつになるか分からないということで。

浄化槽とか雨水を流す、物凄く深い排水路が、そのまま郡川に流れるようになりますので、

全く農地には影響はしない所です。

何か他に、皆様からご意見、ご質問はありませんか。

それでは、お諮りします。

4番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番福重は、許可相当とします。

続いて、5番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番福重、沖田町の農地、地目畑、合計面積2,618㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地10区画を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.85m、擁壁を設けるとしてあります。盛土規制法による許可申請が提出済である事を確認済です。雨水排水は、北側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地は、北側にありますが、4条1番で庭敷きに転用される予定です。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、5番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

説明があったとおりでございます。

ここはもう、周りは全て宅地でございます。

先程、4条の申請であった農地については、もう庭敷きに変わりますので、特別問題はないかなと確認をして参りました。

○議長

5番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番福重は、許可相当とします。

続いて、6番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番福重、寿古町の農地、地目畑、合計面積1,311㎡。実測面積1,312.29㎡です。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が特定建築条件付分譲宅地5区画を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.4m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、水利権者との協議の結果、本件の譲渡人が所有する北西側の農地の地下へ暗渠雨水排水管を埋設し、その先の法定外公共物の水路へ放流。暗渠雨水排水管の埋設については土地の所有者から同意書が提出され、さらに、地元水利組合長から承諾書が提出されています。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地は、東側にあります。また、用悪水路を挟んで北側、西側にも農地があります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、6番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

25日に、皆で見え参りました。

ここは、畑ということで、周りも田んぼとかありますけど、西隣側も、本人の所有地ですので、日当たり関係は問題ないかなと見て参りました。

ここは、5棟建てるということで、周りには全然問題ないかと見て参りました。

皆様のご審議を、よろしくお願いします。

○議長

6番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

○委員

この譲受人って、4番沖田の譲受人ですよ。

申し訳ないですけど、それだけの預金残高があるんですか。

○議長

この譲受人、ずっと開発してます。

○委員

凄い勢いですよ。

○議長

寿古でも沖田でも、ここ2、3年、物凄く開発してらっしゃる。

○委員

この会社が、それだけの預金残高証明書が出せるのかなと。

○事務局

同月に2事業とか出た場合、合計した資金の預金残高証明を提出いただくことになっております。今回、内容を確認いたしております。

○議長

ただ、この譲受人さんは、2か所とも目印の旗を立ててらっしゃらないんですよ。もう、何度となく、こういう申請出されてるんですけど。

申し訳ないですけど、今後気を付けていただくように。私たちもしっかりと確認をしていきたいので、よろしくお願いします。

他に何か、皆様からご意見、ご質問はありませんか。

それでは、お諮りします。

6番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番福重は、許可相当とします。

次に、8ページ。第4号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」を議題とします。なお、本議案の中で、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定による議事参与の制限に該当する委員がおられますが、本議案の円滑な審議のため、引き続き出席することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、該当する委員の会議への出席を認めます。なお、該当する議案については議長が求める場合を除いて、発言はお控え願います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

促進計画は貸付申込者と借入申込者と農地中間管理事業の公益財団法人長崎県農業振興公社の原則3者契約となります。

本議案は、24件の集積配分計画となります。

1番三浦。利用権を設定する農地は、西部町の農地、合計面積2,233㎡。借入申込者は、白菜・キャベツを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

2番三浦。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、みかんを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

3番鈴田。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、いちごを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

4番鈴田。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

5番鈴田から9番鈴田。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

10番西大村。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

11番萱瀬。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、ピーマン・にんにく・玉葱を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

12番萱瀬から13番福重。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

14番竹松から15番竹松。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、ブロッコリー・水稻を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

16番福重。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

17番福重から21番福重。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

22番福重。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

23番福重。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

24番福重。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、菊・水稻を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

本件の1月の促進計画面積は合計欄に記載のとおりです。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

#### ○議長

それでは、第4号議案について、ご質問等ありませんか。  
それでは、お諮りします。  
第4号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第4号議案は計画のとおり要請することとします。  
次に、12ページ。報告第2号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番鈴田、中里町の農地、地目原野及び畑、合計面積4,377㎡です。契約者は、記載のとおりです。

2番竹松、鬼橋町の農地、地目田、面積1,496㎡です。契約者は、記載のとおりです。  
以上です。

○議長

報告第2号について、ご質問等ありませんか。  
<質疑なし>

○議長

報告第2号を終わります。  
それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。